

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年1月27日開催 全国信用金庫協会]

1. 事業者支援

- 資金繰り支援をはじめ、これまで各金融機関の大変な尽力に、改めて感謝申し上げる。
- 今も、コロナに加え、物価高騰への対応で、事業者のなかには厳しい状況に直面しているところも多いと認識している。また、今後は、債務が増大した事業者に対する事業再生や再チャレンジを支援する必要性も高まってくると考えられる。引き続き、事業者の実情に応じた支援に積極的に取り組んでいただきたい。
- また、経営者保証については、2022年12月、経済産業省・財務省と連名で、経営者保証改革プログラムを公表し、監督指針の改正とあわせて、各金融機関へは「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」という要請文を発出した。
- 具体的には、金融機関に対して
 - ・ 融資の際の保証徴求手続の厳格化や、
 - ・ 金融機関の意識改革を進める観点から「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を、経営トップを交えて検討・作成し、公表すること、を求めることにした。
- 改正後の監督指針は、2023年4月1日からの適用を予定しているので、各金融機関においては、それまでに、営業現場の第一線まで、趣旨・内容を浸透させて、一丸となって取り組んでいただきたい。
- なお、この要請文を受けて、全国銀行協会において、1月19日に、「スタートアップ支援に関する申し合わせ」が公表されている。信用金庫においても、こうした趣旨を踏まえ、例えば、ガイドラインの要件のうち財務

基盤の強化に関しては機械的に当てはめることなく、個人保証を求めない対応ができないか、事業の将来性等を踏まえた柔軟な対応を検討いただきたい。

2. 持続可能な経営の確立

- 信用金庫の持続可能な経営の確立について、地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要。
- こうした観点から、金融庁としても、関係法令改正などの環境整備を行ってきた。信用金庫業界においても、例えば、地域商社の設立などを通じた事業者支援や地域活性化に向けた取組みが見られた。
- ただし、例えば、日本銀行による特別付利制度は 2023 年 3 月に期限を迎える。また、預金保険機構による資金交付制度は残り約 3 年となるなど、いくつかの施策の期限が迫ってきている。こうした点も踏まえ、必要な取組みを着実に進めていただきたい。
- また、事業者支援や持続可能な経営の確立に向けた取組みを支えるのは、各金融機関の人的基盤と考えている。
- 金融機関が持続的な価値創造のための人的基盤を構築していくためには、人的資本への投資が不可欠である。信用金庫の中には、既にベースアップの方針を表明したところもあると承知している。岸田総理は年始の挨拶で、経済界に「インフレ率を超える賃上げの実現」を要請している。各金融機関においても、是非、賃上げを含めた人的投資について検討いただきたい。

3. リテールビジネスのあり方

- リテールビジネスのあり方について、「新しい資本主義」の実現に向けて、2022 年 11 月に「資産所得倍増プラン」を策定し、昨年末の税制改正では NISA の恒久化や抜本的な拡充が盛り込まれた。中間層を中心に貯蓄

から投資への資金の流れを着実に実現していくためには、金融機関における「顧客本位の業務運営」の実践が不可欠だと考えている。

○ 信用金庫においては、投資信託や保険を含む金融仲介商品の販売を行っているが、例えば、

- ・ 顧客の最善の利益を追求する商品性となっているか、
- ・ 顧客が負担するコストの透明性を含め、どのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえたものとなるか、

などについて、経営でしっかり議論いただき、それを営業現場まで十分に浸透させることが重要。

○ 各金融機関は、資産所得倍増プランの実行に当たって、家計との接点を担う重要な立場にある。国民が安心して資産形成を行うことができるよう、経営トップの強いリーダーシップを期待している。

4. コロナ借換保証への対応について

○ 2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する信用保証制度（コロナ借換保証）の運用が、2023年1月10日から開始された。

○ 本制度の利用に際しては、金融機関による、①経営行動計画書の作成支援や、②継続的な伴走支援が求められているなど、金融機関の協力が不可欠であるところ、信用金庫においても、関係機関とも密に連携し、丁寧かつ親身に対応いただくようお願いしたい。

5. 市場変動への対応について

○ 2022年の金融市場は、国内外の金利や株価を始め、不安定な動きが見られ、多くの金融機関では、保有する有価証券の評価損が大きく拡大してい

ると承知。

- また、国内金利の変動は、有価証券の評価損益以外にも、有価証券の利息配当金や貸出金利息、取引先・顧客の業況変化など、多岐にわたる影響が考えられるため、金融庁としては各信用金庫のリスク管理態勢や対応方針などについて、一層高い関心をもって注視している。
- 経営陣においては、国内外の金融市場が刻々と変化する中で、より一層リスク感度を高めていただきつつ、
 - ・ 自金庫の市場見通しに、足元の状況を適切に反映しているか、
 - ・ 短期・中長期の両面から、想定される市場変動が貸出も含めた自金庫の収益やビジネスモデルにどのような影響を及ぼすか、等を確認いただき、大きな市場変動に際しては、リーダーシップを発揮して、自身が必要と考える対応を迅速・的確に行っていただきたい。

6. Regional Banking Summit の開催について

- 2022 年度に引き続き、多様なバックグラウンドを持つ方々が地域金融に係る様々なテーマについて議論する「Regional Banking Summit」を日経新聞社が主催する「地方創生フォーラム」と合同で開催する。
- 信用金庫を含めた地域金融機関にも、合計 12 のパネルディスカッションに参加いただくことになっており、その模様を、2023 年 2 月 20 日に日経チャンネルにてオンラインで配信予定。
- 今回のパネルでは、地域活性化、金融教育、貧困対策、スタートアップ、組織活性化といった幅広いテーマを取り上げることとしており、是非ともご視聴いただきたい。

7. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」において、一部の金融機

関では、REVICareer へ求人票を多数登録いただくなど積極的に活用いただ
いており、既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出て
きている。

- こうした中、周知・広報の一環として、都市部の大企業人材を念頭に、
地域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深めていただくため
のイベントを開催し、2月11日よりオンラインにて配信予定。
- また、内閣府が実施している「先導的人材マッチング事業」では、2月
から、特に重点を置いているスタートアップ人材や大企業人材等のマッ
チングについては補助金上限額が引き上げられることとなった。REVICareer
を活用した大企業人材のマッチングも、この補助金上限額の引き上げの対
象となる。
- 引き続き、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあ
たり、REVICareer の活用も検討いただきたい。

8. 外国人顧客の口座開設等について

- 2022年10月に入国者数の上限撤廃等の水際対策のさらなる緩和が行わ
れ、国際的な人の往来が活発化するとともに、外国人への銀行口座開設等
の金融サービスの提供につき顧客ニーズがさらに高まることが予想され
る。

(参考) 今般の経済対策（「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」令和4年10
月28日閣議決定）にも、以下の記載が盛り込まれた。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

II 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

2. 円安を活かした経済構造の強靱化

(2) 企業の国内投資回帰と対内直接投資拡大

(略) ビジネス環境整備の一環として、銀行口座開設の円滑化を含む外国人の法人
設立等支援や企業統治改革の加速化等により国際金融センターの実現を図るほ
か、デジタル原則に照らした規制の点検・見直しや港湾の整備等に取り組む。

(略)

- そうした中、金融庁の金融サービス利用者相談室にも、外国人顧客への金融サービスにつき、特に下記の「外国人顧客対応にかかる留意事項」の一部事項に関して、金融機関による適切でないと考えられる対応についての情報が利用者から寄せられている。

(参考) 「外国人顧客対応にかかる留意事項」 (令和3年6月、抜粋)

(顧客対応における留意点)

- 窓口で口座開設等の手続を行う際、外国人顧客に対し、手続円滑化の観点から、事前記入による申込書等の提出を認めているか(自署欄を除く。)
 - 外国人顧客が日本語で会話できない場合や日本語を書くことができない場合は一律に受付不可、といった対応を行っていないか。
 - 各種手続において、住所等については日本語での記載を必須とせず、ローマ字による記載を認めているか。
- 各金融機関においては、これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上に向けて様々な取組みを実施してきたものと承知しているが、業界団体及び各金融機関自らが、現場でどのような顧客ニーズや課題があるのかを把握・確認し、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討するなど、PDCAを回していただくよう、改めてお願いしたい。その際、2021年6月に公表した「外国人顧客対応にかかる留意事項」や「取組事例」も活用しながら、継続的に創意工夫を積み重ねていただきたい。
 - また、水際措置の緩和に伴い、留学や海外勤務で日本を離れる日本人顧客も増加することが予想される。こうした顧客についても、外国人顧客と同様、利用可能なサービスについて分かりやすく説明するなど、丁寧な対応を行うよう併せてお願いしたい。

9. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 2022年10月31日、2022年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を公表。
- 聴覚障がい者の方等向けに、2021年7月より公共インフラとして「電話リレーサービス」が開始されたところ。当該サービスに対応していない信

用金庫もあり、対応している場合でも、マニュアルの整備等の実効性向上のための取組みは一部の信用金庫に留まっており、対応を進めていく必要。

- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関して、「入金書類の代筆を依頼したが拒否された」といったご意見が金融庁にも寄せられている。内規の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上が重要。
- 加えて、一部の金融機関では、新規に口座開設する顧客に対して、紙の通帳発行を有料化する動きがあるが、一定の手続きを経た障がい者については、当該手数料を対象外とする金融機関もあると承知。手数料の徴収自体は各金融機関の経営判断事項であると考えているが、障がい者に配慮した事例として紹介するので、アンケート結果とあわせ、今後の取組みの参考としていただきたい。

(参考) アンケート結果概要 (2022年3月末時点)

- ・聴覚障がい者等からの連絡について、公共インフラとしての電話リレーサービスを用いた連絡に対応している先は全体で54.5% (信用金庫は45.3%)
- ・電話リレーサービスを用いた連絡に対応している場合、マニュアル等を整備の上、職員へ周知している先は全体で57.6% (信用金庫は52.2%)
- ・電話リレーサービスを用いた連絡に対応している場合、電話リレーサービス利用の際の連絡先について、ウェブサイト上にバナーを設けるなど、分かりやすい形で表示している先は全体で3.8% (信用金庫は9.6%)
- ・代読の手続に関する内規の整備状況は全体で97.4% (信用金庫は97.2%)
- ・預金取引における代筆手続に関する内規の整備状況は全体で99.3% (信用金庫は100%)
- ・社内研修等の職員の障がい者等対応力向上のための取組を実施している先は全体で78.9% (信用金庫は65%)

10. 復興庁令和4年度版「産業復興事例集」の公開

- 復興庁が、2023年1月6日(金)に、被災3県(岩手・宮城・福島)における事業者の経営上の優れた取組を30事例紹介する、令和4年度版の「産業復興事例集」を公表。

- これは復興庁が平成 24 年度から毎年度発行しているものであり、紹介事例が様々な課題を抱える被災地内外の事業者の参考となるとともに、掲載企業への認知や商談の増加にもつながることが期待されている。
- 本事例集は Web 形式で公表されており、以下の URL または QR コードからご覧いただけるので、各金融機関におかれては、役職員で本事例集を共有していただき、事業者支援に活用していただければ幸いです。

復興庁ウェブサイト：

<https://www.reconstruction.go.jp/jireishuu/>

QR コード：



11. 「カーボン・クレジットの取扱いに関する Q & A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取り扱うことができることとされている。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008 年のパブリック・コメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断するとされている。
- こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となってきており、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。
- このため、金融庁では、2022 年 12 月 26 日に「カーボン・クレジットの取扱いに関する Q & A」を取りまとめ、公表した。本 Q & A は、
 - ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMク

レジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、

- ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えない

ことを明確化したものである。

- 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q & Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組を進めていただきたい。

12. 『業種別支援の着眼点』（試行版）の公表について

- 2022年4月より、地域金融機関等の現場職員が経営改善支援を行う際の初動対応の着眼点を、支援対象の業種別に取りまとめる委託事業を実施している。
- 2022年12月15日（木）、事業委託先において、5業種（建設、飲食、小売、卸売、運送）の『業種別支援の着眼点』の試行版が公表された。

※ 決算資料や企業訪問時における着眼点を業種別にまとめており、例えば飲食業では、原価率・FL比率等の財務項目や、スタッフの役割分担等を挙げている。

- 金庫内勉強会等での活用など、現場職員の事業者支援能力の向上に役立っていただきたい。

13. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2022年10月7日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022年1月から7月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表。
- 同報告書では、

- ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
- ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

○ 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

14. マネロン等リスク管理態勢の整備について

○ 金融庁では、2018年にマネロンガイドラインを公表し、金融機関に求められるマネロン対策等をより明確化するとともに、2021年から3年間の猶予期間を設け、全ての金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求められる態勢の整備を完了するよう要請している。

○ これまでの検査・監督においては、達成率が高い金融機関では経営陣がマネロン対策等を経営課題として主体的に行動してきたことが確認されており、金融庁としては、各金融機関の経営陣の姿勢を注視している。

○ 態勢整備期限まで残すところ1年余りとなっており、経営陣においては、「他人事ではなく、我が事」として、自行/自社の態勢整備状況とマネロンガイドラインで求められる事項とのギャップを正確に把握し、組織を挙げて、必ず2024年3月までに態勢整備が完了するよう、早急に作業を進めていただきたい。

15. 資産所得倍増プランについて

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現する観点から、「資産所得倍増プラン」が決定された。
- 同プランでは、
 - ・ 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
 - ・ 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
 - ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
 - ・ 雇用者に対する資産形成の強化
 - ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
 - ・ 世界に開かれた国際金融センターの実現
 - ・ 顧客本位の業務運営の確保などの施策が盛り込まれている。
- 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらす、NISA 等も裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、各金融機関の理解・協力が不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要である。金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、金融機関の協力を今後ともお願いしたい。

16. 令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISAを抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、
 - ・ NISAを一本化して、つみたてNISAを引き継ぐつみたて投資枠と、一般NISAを引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
 - ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ120万円と240万円に拡大することが盛り込まれている。合計で年間最大360万円まで投資できることになり、英国のISAを上回る水準となる見込み。
- また、全体で1,800万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の1,200万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。
- この抜本的拡充後の新しいNISAは2024年1月から施行予定であるが、2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されることとされている。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考えられる。円滑な制度施行に向けて、各金融機関の協力をよろしくお願いしたい。
- なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後5年間で、NISAの総口座数を、現在の1,700万から3,400万に倍増し、NISAの買付額についても、現在の28兆円から56兆円に倍増することを目指すこととしている。
- また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISAの抜本的拡充・恒久化だけでなく、
 - ・ 金融経済教育の充実や、

- ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保、
- も重要であり、この点についても各金融機関の協力は不可欠であると考えているので、よろしくお願ひしたい。
- 今回の NISA 制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取り組みだけではなく、利用者と日頃から接している金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために是非、協力をお願ひしたい。
 - また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組みを行っていきたい。
 - 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、各金融機関から様々な支援を頂き、この場をお借りして感謝申し上げたい。

17. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後 10 年間で官民合わせて 150 兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、

- ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
- ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、

といった内容を盛り込んでいる。

- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融资を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機関と企業の対話のためのガイダンスを策定する予定。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。
- また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。2023年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。
- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、金融機関においても参照いただければ幸い。
- さらに、ESGに関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関

係機関懇談会」を設置し、2022年12月22日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にしていきたい。

- 今後、金融庁としては、先ほどの述べた4つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

18. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が2023年10月1日から導入される。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。
- なお、2023年10月1日からインボイス発行事業者となるための原則的な期限は2023年3月末であるが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられているところ、事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、申請書に「困難な事情」の記載をせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととなった。
- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等のほか、金融機関向けに財務局単位で実施する税制改正等の説明会において、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。
- 既に、金融機関の中には、金融機関自身が、事業者支援の取組みの中で、

取引先など地域の中小企業に対してインボイス制度への対応のサポートを行っていただいている事例もあると聞いているところ、各金融機関においては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、引き続き協力をお願いしたい。

- 特に、インボイス制度に関する周知・広報等を実施される場合には、税務当局より講師派遣を行うことが可能であるので、積極的に活用いただきたい。なお、インボイス制度には支援措置があり、さらに令和4年度の補正予算において各種補助金が拡充されていることにも留意いただきたい。

19. 三陸・常磐ものネットワークへの参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げた。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。
- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

20. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は、2023年1月より、G7議長国を務めており、5月11～13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19～21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- G7各国と緊密に連携し、各金融機関の意見も踏まえながら、議論を進めて参りたい。

(以 上)